

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県医療局長が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 バイタルデータ送受信システム対応測定機器 1 式
- (2) 調達件名の特質等 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和 7 年 10 月 17 日
- (4) 納入場所 岩手県医療局長が指定する場所

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県知事が定める物品購入等入札参加資格を有し、令和 5・6・7 年度競争入札参加資格者名簿に搭載されている者であること。
- (3) 岩手県内に本社（本店）を有する者又は岩手県外に本社（本店）を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が(2)の資格を有しているものであること。
- (4) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条第 1 項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査に必要な書類として、次の書類（以下「仕様書等」という。）を令和 7 年 8 月 25 日(月)午後 5 時までに 12(2)の場所に 1 部、持参又は郵送（配達証明郵便等の配達の記録が残るものに限る。）で提出しなければならない。

また、仕様書等について疑義がある場合は、仕様書等の提出期限の日までの間に入札公告に掲げる問合せ先に説明を求めることができる。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 定価見積書（調達物品及び搬入等費用を含む定価見積書（消費税及び地方消費税抜き）。なお、定価見積書の提出に当たっては、次の事項を記載すること。

(ア) 提出年月日

(イ) 入札参加者の住所、氏名及び押印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）、電話及び F A X 番号、担当者氏名（問合せ先）

(ウ) 調達件名

(エ) 数量

(オ) 仕様（当該購入物品の製造メーカー及び製品規格等が明示されていること。）

(カ) 納入期限

(2) 仕様書等を提出した者は、入札日の前日までの間において当該仕様書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 仕様書等は、岩手県医療局において審査するものとし、要件が満されると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、仕様書等の補足、補正等は認めるが、令和7年8月26日(火)午前10時までとする。

(4) 審査結果は、令和7年8月27日(水)17時までにFAXにより通知する。

4 入札の方法等

(1) 1(1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書を直接提出する場合は、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。

(3) 入札書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、令和7年8月29日(金)午後5時までに12(2)の場所に必着のこと。

また、封筒は二重封筒とし、入札書の中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

ア 氏名（法人にあつては商号又は名称）

イ 「令和7年9月1日入札 バイタルデータ送受信システム対応測定機器 1式に係る入札書 在中」

(4) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印で押印をしておかなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

5 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年9月1日(月) 13時30分

(2) 場所 岩手県盛岡地区合同庁舎5階 医療局会議室

6 入札保証金

免除

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

(1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書

(2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書

(3) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書

(4) 記名押印のない入札書

(5) 入札金額を訂正した入札書

(6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書

(7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書

(8) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書

- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、医療局財務規程（昭和 51 年 岩手県医療局管理規程第 6 号）第 190 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

9 開札に立ち会う者に関する事項

- (1) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札場所に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場所から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者に限る。なお、郵送による場合は、「辞退扱い」とするものとする。
- (3) 9(3)により入札場所から退去させられた者は、再度入札に参加することはできない。

11 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - イ 落札者が過去 2 年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを 2 件分以上提出したとき。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 契約条項は、別添契約書（案）のとおりとする。
- (5) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

12 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札、契約及び仕様書に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

岩手県医療局業務支援課

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 11 番 1 号

電話番号 019-629-6337 F A X 番号 019-629-6369